

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 名古屋市条例第15号

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和 5 年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「又は昭和29年社発第 382 号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法（昭和25年法律第 144 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準ずる事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を削る。

別表第 1 中

「

35	市長	名古屋市産前・産後ヘルプ事業実施要綱による家庭生活支援員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの
----	----	---

」

を

「

35	市長	名古屋市産前・産後ヘルプ事業実施要綱による家庭生活支援員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの
35 の 2	市長	名古屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

」

に、

「

46	市長	名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例（昭和48年名古屋市条例第27号）による私立高等学校の授業料の補助に関する事務であって規則で定めるもの
----	----	--

」

を

「

46	削除	
----	----	--

」

に改める。

別表第2の39の項中「（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）」を削り、「ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報」の次に「（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）」を加え、同表中

「

46	市長	法別表70の項に掲げる母子保健法（昭和40年法律第141号）による健康診査、産後ケア事業の実施又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
----	----	--	---

」

を

46	市長	法別表70の項に掲げる母子保健法（昭和40年法律第141号）による健康診査又は産後ケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
46 の 2	市長	名古屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表48の項及び49の項中「子ども医療費助成関係情報」を「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」に改め、同表中

「

56	市長	名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例による私立高等学校の授業料の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
----	----	---	---------------------

」

を

「

56	削除
----	----

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。